

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 (昭和四十九年政令第二百二二号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（第一種特定化学物質）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～三 （略）

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五
・八・八a一ヘキサヒドロ一エキソ一一・四一エンド一五・八
一ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表三の項に
おいて「アルドリン」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五
一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロ一エキ
ソ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名ディ
ルドリン。第七条の表四の項において「デイルドリン」という
。）

六 （略）

七 一・一・一一トリクロロ一一・二一一ビス（四一クロロフェニ
ル）エタン（別名DDT。第七条の表三の項において「DDT
」といふ。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一一・三
三a・四・七・七a一ヘキサヒドロ一四・七一メタノ一一H一
インデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一一三a

（第一種特定化学物質）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～三 （略）

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五
・八・八a一ヘキサヒドロ一エキソ一一・四一エンド一五・八
一ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表第三号に
おいて「アルドリン」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五
一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロ一エキ
ソ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名ディ
ルドリン。第七条の表第四号において「デイルドリン」という
。）

六 （略）

七 一・一・一一トリクロロ一一・二一一ビス（四一クロロフェニ
ル）エタン（別名DDT。第七条の表第三号において「DDT
」といふ。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一一・三
三a・四・七・七a一ヘキサヒドロ一四・七一メタノ一一H一
インデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一一三a

・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—イン
デン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘ
プタクロル。第七条の表五の項において「クロルデン類」とい
う。）

九〇十一（略）

十三 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・_{二・六}〇・_{三・九}〇・_{四・八}〇」
デカン（別名マイレックス。第七条の表九の項において「マ
イレックス」という。）

十四〇二十四（略）

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロ
モジフェニルエーテル。第七条の表十一の項において「テトラ
ブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロ
モジフェニルエーテル。第七条の表十三の項において「ペンタ
ブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七〇三十一（略）

三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までの
ものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを
超えるものに限る。）

三十三 一・一オキシビス（二・三・四・五・六・ベンタブ
ロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル。第七
条の表十七の項において「デカブロモジフェニルエーテル」
という。）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条（略）

・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—イン
デン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘ
プタクロル。第七条の表第五号において「クロルデン類」とい
う。）

九〇十二（略）

十三 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・_{二・六}〇・_{三・九}〇・_{四・八}〇」
デカン（別名マイレックス。第七条の表第九号において「マ
イレックス」という。）

十四〇二十四（略）

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロ
モジフェニルエーテル。第七条の表第十二号において「テトラ
ブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロ
モジフェニルエーテル。第七条の表第十三号において「ペンタ
ブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七〇三十一（略）

（新設）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条（略）

3 | 2

(略)

法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

(審査の特例等の対象となる場合)

2 | 第四条 (略)
法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

二九 (略)	第一種特定化学 物質	製 品
	一 ポリ塩化ビ フェニル 二 (略) 接着剤（動植物系のものを除く。） 、パテ及び閉そく用又はシーリング用 の充填料 三六 (略)	

2

(略)

(審査の特例等の対象となる場合)

第四条 (新設)
(略)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

二九 (略)	第一種特定化学 物質	製 品
	一 ポリ塩化ビ フェニル 二 (略) 接着剤（動植物系のものを除く。） 、パテ及び閉そく用又はシーリング用 の充てん料 三六 (略)	

<p>十六 ポリ塩化 略)</p>	<p>十二～十五 ～ (略)</p>	<p>十一 PFOs 又はその塩</p>	<p>十一～三 (略) 四 圧電フィルタ又は半導体の製造に使 用するエッチング剤</p>	<p>一二一 (二H 一一・二・三 一ベンゾトリ アゾール一二 一イル) 一四 ・六一ジ一タ ーシヤリ一ブ チルフェノー ル</p>	<p>一二 (略) 二 接着剤 (動植物系のものを除く。) 、パテ及び閉そく用又はシーリング用 の充填料</p>
<p>一 潤滑油、切削油及び作動油</p>		<p>十一 業務用写真フィルム (略)</p>			

(新設)	略	十二 — 十五 — 一 （新設）	十一 — PFO S 又はその塩	十二 — （二H — 一 — 二 — 三 — ベンゾトリ アゾール— イル）— 四 ・六 —ジ —タ ーシヤリ —ブ チルフェノ ル	一 — （略） 二 — 接着剤 （動植物系のものを除く。） 、パテ及び閉そく用又はシーリング用 の充てん料 三 — 十四 （略）
(新設)	(略)	十二 — 十五 — 一 （新設）	一 — （略） 二 — 半導体 （無線機器が三メガヘルツ以 上の周波数の電波を送受信することを 可能とする化合物半導体を除く。）の 製造に使用するエッチング剤 三 — 六 — （略） 四 — 九 — （新設） 五 — 六 — （略） 七 — 九 — （略） 八 — （新設） 九 — （略）	一 — （略） 二 — 半導体 （無線機器が三メガヘルツ以 上の周波数の電波を送受信することを 可能とする化合物半導体を除く。）の 製造に使用するエッチング剤 三 — 六 — （略） 四 — 九 — （新設） 五 — 六 — （略） 七 — 九 — （略） 八 — （新設） 九 — （略）	一 — （略） 二 — 半導体 （無線機器が三メガヘルツ以 上の周波数の電波を送受信することを 可能とする化合物半導体を除く。）の 製造に使用するエッチング剤 三 — 六 — （略） 四 — 九 — （新設） 五 — 六 — （略） 七 — 九 — （略） 八 — （新設） 九 — （略）

(削る)

直鎖パラフイ ン(炭素数が 十から十三ま でのものであ つて、塩素の 含有量が全重 量の四十八パ ーセントを超 えるものに限 る。)	二 生地に防炎性能を与えるための調整 添加剤 三 樹脂用又はゴム用の可塑剤 四 塗料(防水性かつ難燃性のものに限 る。)
十七 デカブロ モジフェニル エーテル 旗及びのぼり 力ーテン	一 生地 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与 えるための調整添加剂 三 接着剤及びシーリング用の充填料 四 防炎性能を与えるための処理をした 床敷物 五 防炎性能を与えるための処理をした 六 防炎性能を与えるための処理をした

第八条 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

(新設)	
(新設)	

げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
PFOs又はその塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造 二 半導体用のレジストの製造 三 業務用写真フィルムの製造

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第九条 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

(削る)

電波を送受信することを可能とする化
合物半導体の製造に使用するものに限
る。)

二 半導体用のレジスト
三 業務用写真フィルム

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等
を届け出なければならない製品)

第八条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第
十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次
条の表三の項において「トリブチルスズ化合物」という。)
については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防
止用のものに限る。)とする。

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等
を届け出なければならない製品)

第十一条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第
十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次
条の表第三号において「トリブチルスズ化合物」という。)
については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防
止用のものに限る。)とする。

(技術上の指針の公表を行う第一種特定化学物質が使用されて
いる製品)

第九条 (略)

(手数料)

第十条 (略)

(審議会等で政令で定めるもの)

第十二条 (略)

(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されて
いる製品)

第十三条 (略)

(手数料)

第十四条 (略)

(審議会等で政令で定めるもの)

第十五条 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化學物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化 學物質	製 品
PFOs 又はその塩 剤	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬

1・2 (略)

ム

3 第九条の規定の適用については、当分の間、同条の表中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、「三 業務用写真フィルム及び泡消火薬剤」とする。

四 消火器、消火器用